

**ひとり親家庭等
医療費受給者証の
更新について**

現在使用されている「ひとり親家庭等医療費受給者証」の有効期間は7月31日(土)までとなっていますので、新しい受給者証(8月1日(日)から有効)の更新手続きを行ってください。

該当する人には、通知書を7月中に送付します。

- ▽手続きに必要なもの：
- ①送付された通知書
 - ②現在ご使用の受給者証
 - ③印鑑
 - ④健康保険証(国民健康保険または社会保険など)
- ▽受付場所：民生課
▽時間：午前8時半～午後5時15分
- ※正午～午後1時および土、日曜、祝日は除きます。
- ※7月30日(金)は、午後7時まで受け付けます。

●所得税課税により、現在ひとり親家庭等医療費受給者証の対象となっていない人へ

「ひとり親家庭等医療費受給者証」は、8月から翌年7月までを1年間として認定し、毎年8月分から、判定する所得税の年が変わります。8月からは平成21年分の所得税で判定します。平成20年分の所得税が課税されていたため、ひとり親家庭等医療費受給者証の該当とならなかった人で、平成21年分の所得状況などの要件を満たせば、8月から該当となる場合がありますので、7月中に申請してください。

申請方法等、詳しくは民生課までお問い合わせください。



問 民生課 ☎ 820・5635

す。

必要な人には、福祉課または中央地域健康センターで配付します。

- ▽主な更新内容：
- ・日常生活用具の種目↓パルスオキシメーター追加
 - ・自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免↓肝臓機能障害を追加
 - ・障害者施設通所交通費助成事業を追加
 - ・身体・知的障害者相談員の連絡先を追加

問 福祉課 ☎ 820・5605

**重度心身障害者
医療費受給者証の
更新について**

現在使用されている受給者証の有効期限は7月31日(土)までとなっています。8月1日(日)以降も引き続き資格がある人には新しい受給者証を7月下旬ごろ送付します。(※更新手続きは不要です)

問 福祉課 ☎ 820・5605

対象者	
身体障害者手帳	1・2・3級者所持者
療育手帳	①・A・B所持者

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

なお、資格要件により停止となる人については別途通知します。

また、今まで所得制限などにより停止となっている人も、平成22年度の受給者証(8月1日(日)から有効)については、平成21年中の所得状況に応じて交付が可能となる場合があります。受給資格がある人は、交付申請の手続きを行ってください。

▽手続きに必要なもの：

- ①印鑑
- ②健康保険証(国民健康保険または社会保険など)
- ③身体障害者手帳または療育手帳

**父子家庭にも
児童扶養手当が
支給されます**

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日(日)から支給要件を満たす父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

- ▽父子家庭の支給要件：
- 次の①から⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を一にしている場合に支給されます。
 - ①父母が婚姻を解消した子ども
 - ②母が死亡した子ども
 - ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
 - ④母の生死が明らかでない子ども
 - ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻による不慮で懐胎した子どもなど)

▽手当額(月額)：

受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

- 児童1人の場合
 - ・全部支給：4万1千720円
 - ・一部支給：4万1千710円～9千850円
 - 児童2人以上の加算額
 - ・2人目：5千円
 - ・3人目以降：1人につき3千円
- ▽手当支給開始の時期：
- ・7月31日(土)までに支給要件に該当した人は、11月30日(火)までに申請をすれば「8月分」から支給されます。
 - ・8月1日(日)以降、11月30日(火)までに支給要件に該当した人は、11月30日(火)までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ※11月30日(火)を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。
- ▽手当支払月：4、8、12

▽申請期間：8月1日(日)～11月30日(火)(7月31日(土)までに支給要件に該当した人)

▽申請場所：民生課

申請に必要な書類などについては、民生課にお問い合わせください。

問 民生課 ☎ 820・5635

**熊野町
障害福祉サービス
ガイドブックを更新**



このガイドブックは、主に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を持っている人が利用できる制度やサービスの内容を、分かりやすく紹介しています。

平成22年度障害者委託訓練生募集

- ☑障害者手帳を持ち、公共職業安定所に求職登録している人
- ☑最寄りの公共職業安定所に応募用紙を提出
- ☑無料



募集コース

コース名	対象者	定員	訓練場所	申込期間	訓練期間
ビルクリーニング科	知的障害者 精神障害者	10人	民間の教育機関 (7月上旬決定予定) (呉市)	H22.7.1 ～H22.10.8	H22.11.2 ～H22.12.28
パソコン事務科	精神障害者	10人	(株)パルウェーブ (広島市中区)	～H22.7.15	H22.8.3 ～H22.11.2
介護福祉科	精神障害者	10人	民間の教育機関 (7月上旬決定予定) (広島市安芸区)	～H22.8.10	H22.9.1 ～H22.11.30
介護福祉科	精神障害者	10人	民間の教育機関 (9月上旬決定予定) (広島市西区)	H22.8.16 ～H22.10.14	H22.11.2 ～H23.2.1
パソコンオペレータ科	身体障害者 精神障害者	17人	東区地域福祉センター (広島市)	H22.7.15 ～H22.9.3	H22.10.1 ～H22.12.28
パソコンオペレータ科	身体障害者 精神障害者	10人	東広島地域職業能力 開発協会 (東広島市八本松町)	H22.7.1 ～H22.10.4	H22.10.26 ～H23.1.25
就労実務科	知的障害者 精神障害者	3人	ともがき (東広島市)	H22.7.1 ～H22.10.8	H22.10.28 ～H22.12.27

問 最寄りの公共職業安定所、広島障害者職業能力開発校 ☎ 254 - 1766 ☎ 254 - 1716 (福祉課)